

回数	募入額	應募額	豫定額	募入額	應募額	豫定額	募入額	應募額	豫定額	募入額	應募額	豫定額
第一回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第二回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第三回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第四回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第五回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第六回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第七回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第八回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第九回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第十回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第十一回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第十二回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第十三回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第十四回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第十五回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第十六回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第十七回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第十八回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第十九回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第二十回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第二十一回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第二十二回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第二十三回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第二十四回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第二十五回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第二十六回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第二十七回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第二十八回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第二十九回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第三十回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第三十一回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第三十二回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第三十三回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第三十四回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第三十五回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第三十六回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第三十七回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第三十八回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第三十九回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第四十回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第四十一回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第四十二回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第四十三回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第四十四回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第四十五回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第四十六回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第四十七回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第四十八回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第四十九回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第五十回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第五十一回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第五十二回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第五十三回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第五十四回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第五十五回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第五十六回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第五十七回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第五十八回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第五十九回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000
第六十回	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000	1,000	1,100	1,000

計	應募額	募入額
計	1,100	1,000
應募額	1,100	1,000
募入額	1,000	1,000

○軍資献納并二恤兵部寄贈金品一覽表

町名	軍資	恤兵部	寄贈金品	同上	同上	備考
宇治町	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	以上ハ各團體若クハ個人ヨリ久世郡役所ヲ經由シテ差出シタルモノ、合計ナリ
檜島村	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	此他各地新聞社又ハ其他ノ方面ヲ經テ差出セルモノモ、テカラザレトモ、未詳ニツキコトハ省畧ス
小倉村	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
大久保村	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
久津川村	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
寺田村	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
富野村	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
佐山村	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
御牧村	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	

合 計	11500	1100	100	100	手拭二百四十筋 帶布十反ハンカ チーフ四筋團扇 百本
淀 町	11500	1100	100	100	

○時局ニ關スル各町村ノ施設事業

○宇治町ニ於テハ奉公義會ヲ組織シ出征軍人ノ家族ヲ扶助慰藉ス

- 宇治町奉公義會々則左ノ通り
- 第一條 本會ヲ宇治町奉公義會ト稱ス
- 第二條 本會ハ日露戰役ノシテ征途ニ上リタル宇治町在住軍人ノ家族ヲ保護慰藉シ出征軍人ヲシテ後顧ノ念ナカラシムルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ宇治町内有志者ヲ以テ組織ス
- 第四條 本會ノ資金ハ有志者ノ義捐金ヲ以テ之ニ充ツ
- 第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
- 一、會長 一名 一、理事 五名 一、會計 二名

一、評議員 二十名

第六條 會長及評議員ハ發起人コソヲ選舉シ理事及會計ハ評議員中ニテ互選ス

第七條 委員及ヒ事務員ヲ設クル必要アルトキハ會長之ヲ囑托ス

第八條 本會資金ノ處分及ヒ第二條ノ目的ヲ執行スル方法其他本會ニ關スル重大ナル事項ハ評議員ノ議決ニ依ル

但シ評議會ハ半数以上ノ出席ヲ以テ開會スルコトヲ得

第九條 本會ハ日露戰役終局ヲ告ゲ應召軍人復員ノ日ヲ以テ解散ス

第十條 本會則ノ改正ヲ要スルトキハ發起人會ノ議決ニヨル

○出征軍人家族保護細則

第一條 會則第二條ニヨリ保護スベキ出征軍人ノ家族ハ本町内ニ住居ヲ定メ陸海軍現役及

ヒ豫後備下士卒ノ日露戰役ノタメ動員若クハ充員召集ニ應ジタルモノノ家族ニシテ左ノ

各項ノ一ニ該當スルモノニ限ル

一、生計困難ナルモノ

二、家族ノ疾病或ハ死亡其他不慮ノ災害ニ罹リタルトキ

三、出征軍人戰死又ハ公務上ノタメニ死亡シ或ハ病死ナシタルトキ

第二條 第一條第一項ニ該當スルモノニハ其生計ノ情況ニヨリ左ノ區別ヲ以テ扶助ス其家

族中自活シ得ルモノハ之ヲ除ク

- 甲 〔年齢十三年以上ノ者〕 日白米四合
- 〔年齢十三年以上ノ者〕 日白米三合
- 乙 〔年齢十三年以上ノ者〕 日白米三合
- 〔年齢十三年以上ノ者〕 日白米二合

但シ特別ノ情状アルモノハ右ノ外増額支給スルコトアルベシ

第三條 前條ニ規定セル扶助ノ等差ハ評議員會ニ於テ其情状ヲ查覈シ之レヲ定ム

第四條 第一條第二項ニ該當スル場合ニハ一時金貳拾圓以下ノ範圍内ニオイテ支給慰藉ス

第五條 第一條第三項ニ該當スル場合ニハ其家族ハ一時金五拾圓以下ノ範圍内ニオイテ給與慰藉ス

但シ本條ノ場合ニオイテハ第二條ノ扶助給與ヲ中止ス

第六條 此細則ヲ更正セソトスルトキハ評議員會ノ議決ヲ要ス

○宇治町奉公義會出征軍人家族保護細則修正

出征軍人家族保護細則中左ノ通り修正ス

第二條第一條第一項ニ該當スル者ニハ其生計ノ狀況ニヨリ左ノ區別ヲ以テ扶助ス

- 一 等 一ヶ月一戸ニ對シ 金五圓以内
- 二 等 同 金四圓以内
- 三 等 同 金叁圓以内

- 四 等 同 上 金貳圓以内
- 五 等 同 上 金壹圓五拾錢以内

但シ特別ノ情状アルモノハ右ノ外増額支給スルコトアルベシ

○槇島村 尙武義會ニ於テ左ノ諸項ヲナセリ

一、毎月一回出征軍人ニ慰問狀ヲ發送セリ

二、三ヶ月毎ニ出征軍人所屬隊名異動表ヲ送レリ

三、時々遺家族ヲ慰問セリ

四、明治三十八年一月旅順陥落祝賀ノ意ヲ兼ネテ提灯行列ヲナシテ家族ヲ慰問シ且「メリヤスノシヤツ」一枚宛ヲ贈リタリ

五、出征凱旋軍人ヲ宇治驛又ハ桃山驛ニ歡送迎セリ

六、明治三十九年四月祝賀會ヲ開キ凱旋軍人ニ慰勞トシテ金若干宛ヲ贈與セリ

○小倉村、ニ於テハ村民至誠節儉ヲ守リ左記甲號規約ヲ設ケ且左記乙號ヲ各家ノ門戸ヘ貼付セシメタリ加フルニ家族慰藉義團ノ組織ヲナセリ其規約左記丙號ノ通り

●甲號村内申合勸儉規約

討露事件終局ニ至ルマデハ本村出征軍人家族慰藉費ニ寄附スルノ目的ヲ以テ諸事節儉規約ヲ設定シ村民至誠ヲ以テ之ガ實行ヲ期スルモノトス

- 一、結婚及葬式ハ儀式上ニ止メ質素ヲ旨トスル事
 - 一、神佛祭禮及歳暮年始祝日等ハ一片ノ儀式ニ止メ物品ノ贈答ハ之ヲ全廢スル事
 - 一、諸興行其他ノ寄附申出ハ一切謝絶スル事
 - 一、絹布類ノ新調ハ廢止スル事
 - 一、卷煙苜其他奢侈ヲ用ヒザル事
 - 一、婦人頭髮ハ可成手束ネトスル事
- 前條ニ掲ゲザルモノト雖モ勤儉ノ趣旨ニ副ハザルモノハ總テ廢止又ハ節減スルモノトス
- 乙號 討露事件中諸事大儉約
 - 丙號 小倉村出征軍人家族慰藉義團規則
- 第一條 本義團ハ小倉村出征軍人家族ヲ慰藉シ出征軍人ヲシテ後顧ノ念ナカラシムルヲ以テ目的トス
- 第二條 本義團ハ小倉村出征軍人家族慰藉義團ト稱シ本團ノ主旨ヲ賛成セル有志者ヲ以テ組織シ團員名簿ニ登錄シテ事務所ヲ小倉村役場内ニ設置ス
- 第三條 本義團ニ左ノ役員ヲオク
- 團長 一名 幹事 三名 評議員 六名 會計主任 一名
- 第四條 前條役員ハ發起人會ニオイテ之ヲ選舉スルモノトス

- 第五條 團長ハ本團ノ事務ヲ總理シ幹事ハ之ヲ補佐シ評議員ハ役員會ニ列シ實行ノ決議ヲナス者トス
- 第六條 本義團ノ會議ハ役員會ノ外團長幹事ニオイテ必要ト認ムルトキハ團員總會ヲ開ク事アルベシ
- 第七條 本義團ハ寄附金品ヲ以テ資本トス
但シ時宜ニヨリ村費又ハ本村尙武義會ノ補ヲ乞フ事アルベシ
- 第八條 本義團ハ出征軍人家族ニ對シ左ノ方法ニヨリ慰藉ス
但資産豐裕ナル家族ニハ之ヲナサズ
- 一、家族貧困者ナルトキハ大人(十五歳以上)一日白米五合以内小人(十五歳以下)一日白米三合以内トス
 - 二、田畑捐秧及其他多忙ノ季節ニ對シテハ相當ノ扶助ヲナシ其困難ヲナサシメザル事
 - 三、家族ニ於テ不慮ノ災害アリタルトキハ村稅戶別割ノ半額若クハ全部ニ相當スル金員ヲ交附シ且之ヲ救済スルモノトス
但前三項ハ豫備役後備役軍人ノ家族ニ限ル
 - 四、出征中戰死若クハ公務ノ中死亡セシ時ハ前各項ヲ中止シ一時金參拾圓以内同上病死セシトキハ金拾五圓以内

但現役、豫備役、後備役、第一第二補充兵役ニシテ出征セル軍人皆同シ

第九條 前條ニ該當スル家族慰藉ノ程度及ビ列記外ニ於テ慰藉ノ必要アル場合ハ役員會ノ決定ニヨルモノトス

第十條 出征軍人ニシテ軍人ニアルマシキ所爲アルトキハ第八條ノ慰藉ヲ中止スルコトアルベシ

第十一條 本義團ハ討露事件終了ヲ以テ解散スルモノトス

第十二條 本義團解散ニ際シテハ資金ノ收入決算ヲ公告シ剩餘アルトキハ前寄附金額ニ應ジ之ヲ返付スルモノトス

○太久保村 ニ於テハ明治三十八年一月七日旅順陥落祝賀會ヲ金比羅山上ニ於テ舉行

シ 天皇陛下萬歲陸海軍萬歲ヲ唱ニ且祝盃ヲ擧ゲ各出征軍人ノ家族ヲ訪問シテ萬歲ヲ唱ヘ各遺族ヘ眞綿貳百匁宛贈與セリ

同年五月各出征軍人遺族ノ製茶家ヲ訪問シ金貳圓宛茶見舞トシテ贈與セリ

其他遺族ノ病者又ハ死者ナドアリタルトキハ見舞或ハ香奠ナドヲ贈リテ遺族ヲ慰メタリ

○久世郡太久保村尙武義會規則(明治三十七年四月一日改正)ノ大要

一、會 長 長束又左衛門 一、評議員 北村友一郎外十名

一、會則第一章乃至第五章十七ヶ條ヨリ成立シ尙武ノ大義ヲ奉シ村民ノ軍籍ニ在ルモノ

ナシテ忠實勇武ノ氣象ヲ發達セシメ以テ軍人ノ本分ヲ全フセシムルヲ以テ目的トセリ

一、本則中第五條ヲ擧ゲルハ

本會ハ戰時ニ際シ出征軍人及家族ニ對スル慰藉等級ヲ左ノ各項ニ依リ一等ヨリ五等ニ分テ慰藉スルモノトス現役兵ニシテ服役中出征セザルモノヘハ慰藉セズ但普通任期ヲ終ヘ尙繼續スルモノニ限り慰藉ス

一、生計餘裕アルモノナリ一等トシ一ヶ月金六拾錢ヲ贈與ス

二、生計差支ナキモノ及出寄留者ヲ二等トシ一ヶ月一圓ヲ贈與ス

三、目下ノ生計ニハ差支ナキモ一年以上ニ涉レバ困難ヲ告グルモノヲ三等トシ一ヶ月金壹圓五拾錢ヲ贈與ス

四、幾分ノ補助ヲ受クレバ生計上困難ヲ告ゲザルモノヲ四等トシ一ヶ月金貳圓ヲ贈與ス

五、生計困難ニシテ救護ヲ要スルモノヲ五等トシ一ヶ月金貳圓五拾錢ヲ贈與ス

○寺田村ノ施設セシ事業次ノ如シ

○勤儉貯蓄

明治三十七年勤儉貯蓄組合規約ヲ設ケ向フ二十年勵行ノ豫定ヲ以テ着手シ該年度ニ於テ已ニ總額貳百五拾圓ニ達セリ

○國債應募

村吏員ハ擧ツテ勸誘ニ當リ常ニ豫定以上ノ良成績ヲ示シタリ

○軍人慰問

出征軍人ニ對シ書狀ヲ發シテ慰問ナセリ

○隣保互助

出征セル軍人ノ家族ニ對シ隣保相謀リ田畑ノ播種耕耘等ヲ補助セルモノ多シ

○尙武義會

從前設立セル本團體ニ於テハ開戰以來大ニ活動シテ軍事一切ノ事項ニ關シテハ常ニ周旋奔走ノ勞ニ服シ從ツテ多大ノ經費ヲ投シタリ即總額金參千百貳拾八圓六拾壹錢七厘ニシテ概別左ノ如シ

遺家族ノ扶助	1,580.00
軍人送別	21.80
同餞別	398.00
葬祭補助	428.28
慰藉	68.80
其他	569.72

○富野莊村ノ施設セル事業次ノ如シ

一、出征軍人留守宅ノ農事ニ關スル田植採草鋤掘等ハ青年者ノ勞力ニテ引受ケ敢テ湯茶ノ饗應マモ受ケザリキ

二、枇杷莊青年同志會ハ夜間ノ寸隙ト夏季ノ午睡トヲ偷ミテ繩綯ニ從事シ之ヲ賣却シテ恤兵部ニ義捐セリ

三、出征軍人ノ戰病死者ノ祭葬ニ關シテハ本村尙武義會之ヲ引受ケ其石碑等万端ノ經費ハ尙武會事業トシテ之ヲ辦セリ

四、出征軍人ニシテ病氣ノタメ半途歸郷セシモノト終局ヲ告ケテ凱旋シタルモノトナ間ハ多大ノ金額ヲ贈リテ厚ク其勞ヲ慰セリ

五、出征軍人留守宅及戰病死者ノ遺族ニ對シテハ慰問ヲ怠ラズ之ヲ行ヘリ

六、出征者ノ送迎ヲ盛ニシテ士氣ヲ鼓舞スルニ力メタリ

七、國庫債券ノ應募ニ努力セリ

○佐山村ノ施設セル事業ハ次ノ如シ

一、應召出征軍人ハ一々送別會ヲ開キ餞スルニ金圓ヲ以テセリ

二、軍人出征中ハ數度書信ヲ發シテ訪問シ士氣ノ振作ニ勉メ後顧ノ患ナカラシメタリ

三、出征軍人ノ留守宅ヲ再三訪問シテ其家族ヲ慰ムルト同時ニ貧困者ニハ金圓ヲ贈リテ救

助ニ努メタリ

百七十二

- 四、戰病死者ニ對シテハ慎重ニ葬儀ヲ營ミ以テ其忠魂ヲ弔ヘリ
- 五、戰病死者ノ遺族ニ對シテハ時々訪問シテ慰藉ニ努メヌ
- 六、凱旋歸郷軍人ニ對シ盛大ナル祝賀會ヲ開キテ之ヲ歡迎セリ
- 七、前記各項ニ使用セシ經費ノ支出總額ハ金壹千四百貳拾壹圓參拾九錢貳厘也

内 譯

金五拾六圓

出征軍人餞別會

金貳百參圓八拾錢

下士卒家族救助費

金壹百八拾圓

戰病死者葬祭費

金參百貳拾六圓

凱旋軍人慰勞金

金六百五拾五圓五拾九錢貳厘

豫饌會費入營者見送旅費出征軍人慰問費及凱旋祝賀會費

○御牧村ノ施設セル事業ハ次ノ如シ

尙武義會ノ事業トシテ出征及在營軍人ノ送迎訪問并ニ傷病ノ慰問ヲ爲シ同上家族ヲ慰藉シ該家族中貧困者ヲ救助シ戰病死軍人ノ弔祭ヲ行フ而シテ之ニ要セシ該費ハ壹千參百五拾七圓八拾四錢也

○淀町ノ施設セル事業ハ次ノ如シ

○尙武義會ニ於テ左ノ諸項ヲナセリ

- 一、應召軍人ニ餞別ヲ送り且送別會ヲ開キタリ
- 二、出征軍人ヲ慰問シ且同遺家族ノ慰問ニ努メタリ
- 三、凱旋軍人ニ金品ヲ贈與セリ

○時局中郡内小學教育ノ狀況

日露開戰以來經費先ツ縮少セラレテ町村教育費ハ前年度貳萬四百八拾九圓四拾八錢四厘ナリシニ四千四百九拾六圓六拾五錢四厘ヲ減シテ壹萬五千九百九拾貳圓八拾參錢トナリ郡教育費ハ前年度壹千貳百五拾參圓ニ對シ四百九拾參圓六拾錢ヲ減シテ七百五拾九圓四拾錢トナレリ從テ校舍ノ新築ヲ中止シタルモノ三増築ヲ中止シタルモノ一アリ加之學級數四教員數十ヲ減少シ教育上有形的多大ノ打撃ヲ受ケタルニモ拘ハラズ内容的事業ニ於テハ更ニ退步セサルノミナラズ精神教育ノ方面ニ於テハ開戰前ニ比シ遙ニ進歩ノ好成绩ヲ呈セリ其表面ニ顯ハレタルモノヲ舉グレバ

- 1. 教員ノ遅刻缺勤少クナリシコト
- 2. 轉任ヲ希望スルモノ少クナリシコト

百七十三

3. 社會ト密接ノ關係ヲ有スルニ至リシコト
4. 研究心ノ旺盛トナリシコト
5. 放課後永ク學校ニ在リテ事務ノ整理ニ從事セルコト
6. 休日ニハ旅行ヲ企テ身體鍛鍊ヲ努ムルニ至リシコト
7. 教案ノ記入緻密トナリシコト
8. 教具ノ準備ニ力ヲ入ル、ニ至リシコト
9. 時局教材ノ研究ニ力メ各科教授ニ際シ適切ナル活教授ヲ施スニ力メシコト
10. 時局科教授時間ヲ特設シ其要目ヲ編纂シ教授資料ニ供シタルコト
11. 兒童訓練上ニアリテハ
 - イ、害虫驅除賞與金ヲ貯蓄セシメ節儉ノ美德養成ニ努メシコト
 - ロ、教室以外ノ掃除又ハ出征軍人ノ農作ヲ援助セシメ勞働ヲ尙ブノ習慣ヲ養成セシコト
 - ハ、精勤ヲ獎勵シ遅刻早退ヲ嚴禁シ勤勉ノ習慣養成ニ努メシコト
 - ニ、泣癖ヲ矯正シ堅忍不拔ノ美風養成ニ努メシコト
 - ホ、元氣ヨク事ヲ爲ス習慣ヲ養フニ努メシコト
 - ヘ、規律ノ習慣整理整頓ノ美風養成ニ努メシコト

12. 學校經費ノ減縮ニ對シ之ヲ補足スル爲ニハ
 - ト、遠大ナル思想ヲ養ヒ極力部落根性ノ打破ニ努メシコト
 - チ、敏速ナル習慣ノ養成ニ努メシコト
 如上ノ諸德養成ノ施設トシテハ露營、夜行、自治會、學藝練習會等ヲ創設セリ
13. 學校經費ノ減縮ニ對シ之ヲ補足スル爲ニハ
 - イ、宿直料ヲ全部寄附セルモノアリ
 - ロ、印刷物ハ全部謄寫物トシテ省費セリ
 - ハ、扣所ノ木炭ヲ全廢セルモノアリ
 - ニ、帳簿ノ餘白ヲ利用セルモノアリ
 - ホ、草紙ヲ新聞紙ニテ調製スルモノアリ
 - ヘ、兒童ノ服裝ニ制限ヲ加フルモノアリ
 - ト、其他一般ニ兒童ノ學用品ヲ節約セシメタリ
14. 出征軍人及遺家族慰問ニツトメシコト
15. 開戦以來屢父兄會母姊會等ヲ開キテ學校家庭ノ連絡ヲ計リ或ハ士氣ノ鼓舞ニ力メシコト
15. 就學歩合ハ前年ヨリ進歩シタルコト

之ヲ要スルニ戰時中ニ於ル本郡教育社會ハ一般ヲ通シテ大々的活動ヲナシ軍國ノ教育上施

大へキ凡テテ盡シテ遺憾ナシトイフベシ

○時局ニ關スル各學校ノ施設

○菟道尋常高等小學校

一、時局科ノ特設

尋常高等科ヲ通ツテ一週一時間國語科ノ時間ヨリ割キテ時局ニ關スル其地理及其歴史并ニ其戰局ノ發展ヲ授ケ尙高級生ニハ戰時法規ノ一端ヲ會得セシムル爲ニ教授ノ要項ヲ編纂セリ

二、勅語ノ奉掲

明治三十七年二月十日公布セラレタル宣戰ノ詔勅ヲ謹寫シコレヲ額面トシテ講堂ニ奉掲シテ御趣意ノ存スル所ヲ講話ニ常ニ之ヲ奉體セシム

明治三十七年十月十日國民一般ニ下賜セラレタル堅忍持久ニ關スル勅語ヲ謹寫シ額面トシテ生徒朝會場正面ノ上段ニ奉掲シ每朝之ニ接セシメ尙高等科兒童ニハ之ヲ平易ニ衍義シタルモノヲ印刷シ本校兒童ハ勿論補習學校生徒ニモ配附シ説明ヲ與ヘタリ尋常科兒童ニハ唱歌トシテ何等ノ會合ヲ問ハズ常ニ終ニ之ヲ唱ヘシム

三、志氣ノ鼓舞

1. 堅忍持久ニ關スル唱歌ヲ作成シ之ニ譜ヲ附シ校下少年少女ヲシテ常ニ口唱セシム

2. 正氣ノ歌(藤田東湖 廣瀨中佐 文天祥)ヲ印刷配附シテ校下青年ヲシテ常ニ之ヲ唱ハシム

3. 十二月十四日尋常科四學年以上ノ兒童ヲ召集シテ「堅忍持久徹宵會」ヲ開催シタリ

四、戰役ニ關スル諸種ノ揭示等

1. 日露陸海軍實力比較ヲ人物又ハ軍艦ヲ以テ其大小ニ比例シテ畫キ之ヲ兒童控所ニ掲グ兒童ヲシテ一目瞭然彼我ノ比較ヲナスコトヲ得シム
2. 極東大地圖ヲ調製シ朝會場ノ壁間ニ掲グ戰局ノ進行發展ヲ記入ス
3. 旅順攻圍戰局發展圖ヲ調製シテ朝會場ニ掲グ毎ニ之ガ説明ヲナス
4. 遼陽沙河方面ノ地圖及戰局ノ發展ヲ掲グ陸海戰ノ公報ニ接スル毎ニ之ヲ説明ス
5. 開戰以來ノ戰爭繪畫ヲ壁間ニ掲グ
6. 日露兩國軍艦名ノ比較表ヲ掲グ彼ノ無趣味ニシテ我ノ美的ナルカナ知ラシム
7. 旅順艦隊滅亡史ヲ表ニ調製シテ朝會場ニ掲グ
8. 校下出身軍人ノ名簿表ヲ作り其所屬部隊出征後ノ經歷兒童トノ關係ヲ記入シタルモノヲ掲グ
9. 紀念樹ヲ二月十日宣戰公布日ニ於テ町有林ヨリ校庭ニ移植ス
10. 出征軍人家族ヲ學校ニ招待シ兒童學藝練習會ヲ催シテ之ヲ慰藉ス

11. 同上家族ヲ慰問ス

○福島尋常高等小學校

- 一、時局科ヲ設ケテ一週三時間以内(定期一時間臨時二時間)時局ノ大要及奉公美談等ヲ講話セリ
- 二、講談師ヲシテ實戰談ヲナサシメ又ハ薩摩琵琶ヲ開催シテ敵愾心ヲ鼓舞セリ
- 三、毎月一回出征軍人ニ慰問狀ヲ發送セリ
- 四、毎月一回以上軍人ノ遺家族ヲ訪問慰藉セリ
- 五、應召出征凱旋歸郷軍人ヲ桃山驛又ハ宇治驛ニ送迎セリ
- 六、各部落ニ講談會又ハ幻燈會ヲ開キテ志氣ヲ鼓舞シ又ハ國民ノ時局ニ處スルノ心得ヲ懇示セリ
- 七、明治三十八年一月旅順陥落祝賀ノ意ヲ兼テ提灯行列ヲナシテ家族ノ慰問ヲナス
- 八、明治三十九年十月平和克復祝賀ノ意ヲ兼テ國旗行列ヲナシ遺家族ヲ慰問シ又慰問狀ヲ戰地ニ送ル
- 九、出征軍人ノ子弟ヲ特待セリ
- 十、補習學校生徒ヨリ左ノ方法ニ依リ軍資金貳拾圓貳錢ヲ献納セリ
 - 六校第一分教場第二分教場ノ三部ニ分レ明治三十七年一月中旬ヨリ同年三月初旬迄放課後生徒六十名繩綯ニ從事セリ

2. 前項ノ事業ハ教員役員之ヲ監督シ其綯ヒ上ゲタル繩ハ之ヲ賣却シテ如上ノ金額ヲ得タリ

○小倉尋常小學校

- 一、明治三十七年二月兒童并ニ教員ヨリ軍資金拾圓献納セリ
 - 二、戰時的社會教育講談會ヲ開催シ校下一般ノ志氣ヲ鼓舞セリ
 - 三、出征軍人ニ慰問狀ヲ發送シ或ハ其家族ヲ訪問セリ
 - 四、出征軍人ノ子弟ニ學用品ノ一部ヲ贈リタリ
 - 五、本村出身軍人ノ戰病死者ノ葬式ニハ教員并ニ兒童ハ可成的會葬シタリ
 - 六、麥奴採集害虫驅除等ニハ兒童教員共ニ大ニ努力シタリ
 - 七、明治三十八年四月積成會ナルモノヲ起シ兒童ヲシテ勤勞ヲ尊ヒ愛セシム
- 大久保村外二ヶ村組合高等小學校并ニ大久保尋常小學校
- 一、出征軍人ノ履歴及出征中ノ勤務行動ヲ調査シ教育的資料トナセリ
 - 二、時々時局ニ關スル談話ヲナセリ
 - 三、出征軍人ニ時々慰問狀ヲ差出シ且兒童ヲシテ慰問狀ヲ發送セシメタリ
 - 四、軍人應召ノ際停車場ニ見送りタリ

- 五、出征軍人ノ戰病死者ノ葬式ニハ全校職員兒童會葬セリ
- 六、出征軍人ノ家族ヲ訪問シ之ヲ慰藉セリ
- 七、時トシテ出征軍人ノ子弟ニ學用品ヲ與ヘタリ
- 八、兒童ヲシテ害蟲驅除ニ盡力セシメタリ

○久津川尋常小學校

- 一、戰役ノ終局マデ出征軍人ニ新聞紙ヲ寄贈シ且慰問狀ヲ發送セリ
- 二、祝日等ノ兒童給與品ニ貯金壘紙ヲ與ヘ紀念ノタメ貯金法ヲ設定セリ
- 三、出征軍人ノ送迎、傷病軍人ノ慰問、戰死者ノ葬儀會送ニ兒童ヲシテ盡力セシム
- 四、出征軍人ノ家族訪問ヲナシ又同子弟ノ優待及學用品ノ貸與救助法ノ規定ヲ設ケテ實行セリ
- 五、軍事揭示及時局科ノ設置ヲナス
- 六、戰捷ノ祝意ヲ兼テ士氣鼓吹ノタメ生徒ヲ引率シ數度國旗行列ヲ舉行セリ
- 七、出征軍人ノ子弟ヲシテ其父兄ニ成績品成績通知及兒童自身ノ慰問狀ヲ發送セシメタリ
- 八、時局ノ内容ヲ一般ニ知ラシメンタメ通俗的ニ幻燈會及談話會ヲ開催セリ
- 九、兒童ヲシテ害蟲驅除ニ盡力セシム

○寺田尋常高等小學校

- 一、校費ニ節約ヲ加ヘ記念トシテ校舍ヲ改築セリ
- 一、害蟲驅除ニ盡力セリ
- 二、貯金ヲ獎勵セリ
- 三、軍人ヲ慰問セリ(經費ハ凡テ職員ノ寄附ヲ以テセリ)
- 四、出征者ノ家族遺族ヲ訪問慰藉セリ
- 五、出征軍人ノ寫眞ヲ掲ゲタリ
- 六、出征軍人ノ子弟ニハ學用品ヲ貸與シ授業料ヲ半減セリ
- 七、時局ノ發展ハ其公報ニ接スル毎ニ揭示說明セリ
- 八、時局科ヲ特設シテ每週一時間時局ニ關スル講話ヲナセリ
- 九、各教科教授上左ノ諸點ニ付特ニ注意ヲ加フ
 - 1. 軍事上ノ知識ヲ得シムルコト
 - 2. 大國民ノ氣象養成
 - 3. 進取的氣象ノ養成
 - 4. 海事思想ノ養成
 - 5. 堅忍持久力ノ養成

- 6. 深ク帝國臣民ノ天職ヲ自覺セシム
- 7. 獨立自營心ノ養成
- 8. 深ク團體ノ美ヲ知ラシム
- 9. 沈着事ニ當リ剛毅事ヲ處スルノ習慣ヲ養成セシム

○富野尋常高等小學校

- 一、揭示板ニヨリテ戰時ノ狀況ヲ報告シ以テ人心ノ鼓舞ニ力ム
- 二、出征者ノ寫真ヲ額面ニ製作シテ名譽ヲ表彰セリ
- 三、兒童ト學校トヨリ出征者ニ慰問狀ヲ送呈シ其家族ニ對シテハ時々訪問ニ力メタリ
- 四、戰時記念トシテ校庭ヲ作リタリ
- 五、毎土曜日ニ時局談ノ講話ヲ行ヒ志氣ヲ鼓舞セリ
- 六、父兄會母姊會ヲ開キテ戰況ヲ知ラシメ以テ報國盡忠ノ觀念ヲ收得セシムルニ力メタリ

附

- 1. 高等科三四學年女兒ノ特志ニヨリ豫テ貯金セル金五圓ヲ恤兵部ニ寄附セリ
- 2. 補習學校生徒ノ組織セル青年同志會ハ農事ノ餘暇ヲ利用シテ草鞋繩綯ノ作業ニ從事シ之ヲ賣却シテ恤兵部ニ寄附セシ金額拾圓ニ達セリ
- 3. 同上青年會ハ陰德會ヲ組織シテ出征軍人ノ家族ニ對シテ田畑ノ耕作ニ從事シ

大ニ補助ニ力ム

○佐古尋常高等小學校

- 一、戰時ヲ利用シテ兒童教養上特ニ施設セシ事項
 - 1. 教育幻燈會 父兄母姊會 保護者慰問 學藝練習會
 - 2. 田島害蟲ノ驅除
 - 3. 兒童ノ勤儉思想養成ト郵便貯金ノ獎勵
- 二、戰時紀念事業トシテ施設セシ事項
 - 1. 義士會 堅忍持久ノ精神ヲ養成セシガ爲ニ十二月十四日上級兒童及卒業生ヲ集メ壯烈ナル四十七士ノ美談ヲ講話シ之ニ詩吟劍舞膽試シ又ハ朗吟等ヲ加味シ徹宵ス
 - 2. 紀念樹栽ヲナス
- 三、出征軍人ノ後援事業トシテ施設セシ事項
 - 1. 貧困者ノ子弟ニ學用品ヲ給與セリ
 - 2. 奉公義會ヲ組織ス(兒童ト教員ヨリ成ルモノ)
 - 3. 戰病死者ノ寫真ヲ蒐集シ兒童ヲシテ敬意ヲ表セシメ時ニ祭典ヲ行ヒ遺族ヲ慰藉ス

○御牧尋常高等小學校

- 一、害蟲驅除ニ盡力セリ(枯莖ノ採集一二万三四九六本ニ及ベリ)

- 二、貯金ヲ獎勵セリ 害蟲驅除ニヨリテ得タル賞與金ハ凡テ郵便貯金トシ之ヲ手始トシテ獎勵ヲ加フ
- 三、後援事業 本校ノ勤勞主義ニ基キ出征軍人家族扶助ノ目的ヲ以テ草取作業ヲ實行セリ
- 四、出征軍人ニ慰問狀ヲ發シ一面同家族慰問トシテ旅順陷落ヲ機トシ兒童ヲ引率シテ各家族ヲ訪問シ祝意ヲ表シタリ
- 五、勤勞ノ習慣養成方法トシテ秣刈、菓細工等ヲ實際ニ學校ニテ作業セシメタリ

○明親尋常高等小學校

- 一、荒地ヲ開墾シテ紀念花壇及校園ヲ設置セリ
- 二、高等科女兒ニハ放課後一時間ツ、兵士ノ袴下裁縫ヲナサシム
- 三、男兒童ニテ組織セル幼年會及女兒童ニテ組織セル少女會ヨリハ毎月一回出征者并ニ同家族ヲ慰問セリ幼年會ヨリハ金壹圓五拾錢少女會ヨリハ金壹圓ヲ恤兵部ニ寄贈セリ

○郡ノ教育上施設セル事項

明治三十七年二月十日宣戰ノ 詔勅發布セラレ露國ト干戈ヲ交フルニ至リシハ實ニ千歲ノ一遇ナルヲ以テ本郡教育者ハ皆職務ニ奮勵シ奮ツテ時局ノ教員タルニ遺漏ナカラシムコトヲ

期シ着々之ガ實行ニ努メタリ其郡全體ニ於テ舉行シタル事業及成績左ノ如シ

- 一、害蟲驅除 害蟲ノ驅除ハ三期ニ分ナテ實行セリ其國民生産ニ助力シタルコトノ多大ナルヲ信ズ其第一期ニ於テハ郡視學及郡農會技手各村ニ出張シ實地ニ就テ驅除方法ヲ指示セリ賞品ハ各町村農會ヨリ支出シ驅除ノ成績佳良ナリキ第二期ハ規定ヲ設ケ本田ノ枯莖ヲ採集セシメ郡農會ヨリ賞與金百五拾圓ヲ支出シ兒童ニ與ヘタリ本期ノ成績亦佳良ナリキ第三期ハ螟蟲ノ潜伏セル稻白穂ノ採集ニシテ幼年兒童ニテハ採集困難ナルヲ以テ專ラ高等科兒童ヲ之ニ當ラシメ賞與金五拾圓ヲ郡農會ヨリ支出シ其一半ヲ兒童ニ分與シ他ノ一半ヲ教員ノ慰勞ニ供シタリ以上三期ノ驅除ハ多ナル効果アリシヲ認ムベク本年度郡内ニ於テ米ノ增收額六千八百餘石ヲ得タリシモノ小學校兒童ニ負フ處亦少カラザルベシ
- 二、學童貯金ノ獎勵 如上害蟲驅除ノ賞與金ハ何レモ悉ク郵便貯金トナサシメ尙各學校長ニ於テ種々ノ方法ヲ設ケ獎勵忘リナカリシガ故ニ著シキ成績ヲ得タリ
- 三、大祝賀會 明治三十七年九月五日遼陽占領ノ祝意ヲ表スルタメ宇治嶺ニ於テ郡内各學校聯合運動會ヲ舉行セリ其狀況ハ載セテ尙武義會記事中心ニ在リ
- 四、堅忍持久ニ關スル 勅語ノ御趣意ヲ貫徹スル方法 明治三十七年十月十日戰局ニ對シ國民一般ニ 勅語ヲ下賜セラル、ヤ其御趣意ヲ貫徹セシムルタメ各學校長ニ諮問

シテ諸種ノ考按ヲ徴シ之ヲ實行セリ其詳細ハ本郡教育部會ニ於ケル施設記事ニ譲リ茲ニハ之ヲ省ケリ

五、教員學校長及視學ノ宣誓

戰局ノ前途ハ實ニ遠遠ニシテ教育者ノ一大奮勵ヲ要スベキ時機ナルヲ認メ明治三十八年一月一日本郡視學學校長教員ハ左記ノ宣誓ヲナシタリ

宣誓書

方今ハ千歳一遇ノ時局ニシテ此偉大ナル事ハ各般ノ方面ニ革新ヲ促シ凡百ノ事業ハ之ヲ利用シテ一大活動ヲ圖ルノ最良機會タリ吾等此ニ見ルアリ此際大ニ本分ヲ盡サンコトヲ期シ深ク省ミ厚ク誠メ且相提携シテ茲ニ左ノ事項ヲ宣誓ス

- 一、吾等ハ全力ヲ盡シテ職務ニ従事シ斃レズンバ已マザルベシ
- 一、吾等ハ心身ヲ練リ研究ヲ重ネ修養ヲ怠ラザルベシ
- 一、吾等ハ宣戰ノ 詔勅及明治三十七年十月十日下午賜セラレタル 勅語ノ御趣意ヲ服膺シ終局ノ勝利ヲ得ルニ努ムベシ

久世郡教育部會ノ施設

一、時局ノ教育

本會調査部ニ於テ時局教育ニ資スル目的ヲ以テ研究調査シタル事項左ノ如シ

其細目ハ之ヲ省ク

- 一、明治三十七年十月十日下午賜セラレタル 勅語ノ御趣意ヲ貫徹セシムル方法
- 二、大國民ノ氣風ヲ養成スル方法
- 三、精神教育ヲシテ有功ナラシムル方法
- 四、學校生徒及ヒ一般社會ノ士氣ヲ鼓舞スル方法
- 五、出征軍人家族ノ兒童取扱方法
- 二、出征軍人子女優待會

明治三十八年五月日本海々戰ニ於テ我軍大勝利ヲ得敵ヲシテ再ビ起ツ能ハザルノ致命傷ヲ與フルヤ本會ニ於テハ其祝意ヲ表スルヲ兼テ出征軍人子女優待會ヲ舉行シ紀念章ヲ授與セリ

(附記) 當日愛國婦人會ヨリ寄贈ノ物品ヲモ併セテ軍人子女ニ贈與シ式終テ餘與數番アリ頗ル盛會ナリキ

三、出征軍人慰問

出征者ニ對シ會長ヨリ數々慰問狀ヲ發送セリ

四、通俗講談會

幻燈ヲ利用シテ戰時ニ於ケル國民ノ心得及ヒ戰局ノ概要ヲ知ラシメタリ

講演者ハ郡視學學校長教員其他特志者等ニシテ何レモ熱心懇篤至ル所歡迎セラレザル
ハナク聴衆(郡内通計凡七千餘名)亦熱心ニ傾聴セシカハ出征軍人并ニ遺族ニ對スル同
情心及ビ敵國ノ暴逆無道ニ對スル奮慨心ヲ喚起シ確ニ軍國ニ處スル國民ノ覺悟ヲ知ラ
シメ遺憾ナク所定ノ目的ヲ達セリ

五、戰病死軍人葬儀參列

戰病死軍人ノ葬儀執行アル毎ニ本會ハ常ニ參列員ヲ派シテ弔意ヲ表シタリ

六、紀念文庫ノ設置

明治三十九年度ノ本會ノ事業トシテ明治三十七八年戰役紀念ノタメ文庫設立ノ計畫ヲ
ナシ明治四十年一月十五日ヲ以テ開館式ヲ舉行シ郡公會堂内ニ設置シ一般人士ノ縱覽
ニ供セリ

久世郡尙武義會規約

第一條 本會ハ軍人出身ヲ獎勵シ軍人ヲ優待シ郡民ニ尙武ノ氣風ヲ振興セシムルヲ以テ目
的トス

第二條 本會ハ久世郡尙武義會ト稱ス

第三條 本會ノ事務所ハ久世郡役所ヲ借り之レヲ假設ス

第四條 本會ハ郡内各町村ニ支部ヲ置キ其事務所ハ各町村役場内ニ假設ス

第五條 本會ノ會員ハ左ノ三種ニ分ツ

一、名譽會員 二、特別會員 三、義務會員

名譽會員ハ功勞アルモノ若クハ名望アル人ヲ評議員會ニ於テ其議決ニ依リ之ヲ推薦ス
特別會員ハ本會ノ事業ヲ翼賛シ金品ヲ寄贈シタル人ヲ評議員會ニ於テ其議決ニ依リ之ヲ
推薦ス

義務會員ハ本郡内ニ於テ一戸ヲ構フル各戸主ヲ以テ之ニ充ツ

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長 一名 一、評議員 十名 一、幹事 二名 一、事務員 若干名

會長ハ本郡長ヲ評議員ハ本郡各町村長ヲ推薦囑托ス

但會長事故アル時ハ評議員ノ互選ヲ以テ會長代理者ヲ推薦ス

幹事及事務員ハ會長之ヲ指名囑托ス

第七條 支部ニ左ノ役員ヲ置ク

一、支部長 一名 一、支部評議員 若干名 一、事務員 若干名

支部長ハ各町村長支部評議員及事務員ハ支部長之ヲ指名囑托ス

第八條 會長ハ本會ヲ總理シ支部長ハ會長ノ指揮ニヨリ其支部ニ係ル諸般ノ事務ヲ處理ス

評議員ハ本會ノ議事ニ參與シ本會ノ事業ニ關シ意見ヲ提出シ又ハ會計ヲ検査スルコトヲ

得支部評議員ハ其支部ニ於ケル議事ニ參與シ幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務會計ヲ總掌シ事務員ハ庶務ニ従事ス

第九條 評議員ハ毎年一回定期會ヲ開キ翌年度ノ豫算及必要ノ事項ヲ議決ス

但シ會長ニ於テ必要ト認メタルトキ若クハ評議員五名以上ノ請求アルトキハ臨時會ヲ開クコトヲ得

第十條 評議員會ハ半數以上出席スルニアラサレバ會議ヲ開クコトヲ得ス

但シ開會告知再回ニ及ブトキハ此ノ限リニ非ス

第十一條 支部評議員會ハ支部長ノ告知ニヨリ必要ノ都度之ヲ開ク其會議ハ第十條ヲ準用ス

第十二條 第一條ノ目的ヲ達セン爲メ左ノ事業ヲ行フ

- 一、新兵入營者ノ送別
- 二、戦功者ノ表彰并ニ從軍者ノ慰勞
- 三、廢兵并ニ在營又ハ從軍者家族戰病死者遺族扶助慰藉
- 四、軍人戰病死者遺族ノ慰問
- 五、行軍宿泊ノ接遇
- 六、軍人會ノ補助
- 七、軍人遺族下賜金ノ保護
- 八、其他評議員會ニ於テ必要ト認メタル事項

第十三條 前條各項ノ爲メ要スル支出金額并ニ事實ノ認定等ハ毎年評議會ニ於テ之ヲ決定ス

第十四條 本會ノ費用ハ最近現在戶數ノ率ニヨリ各支部ニ分賦ス各支部ハ支部評議會ノ議決ニ付シ便宜ノ方法ヲ定メ會長ノ承認ヲ經テ寄附若クハ義務會員ニ分賦徵收スルモノトス

第十五條 本會ノ寄附金又ハ評議員會ノ決議ヲ經テ經費剩餘金等ニヨリ基金ヲ設置スルモノトス

第十六條 支部ハ寄附金又ハ分賦徵收額ヨリ基金ヲ設置スルコトヲ得但シ其處分ハ本會長ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第十七條 本會ノ基金ハ特別會計トシ毎會計年度ニヨリ之ヲ整理シ評議員會ノ認定ヲ經ルコトヲ要ス

第十八條 支部基金ハ每會計年度ニヨリ之ヲ處理シ支部評議員會ノ認定ヲ經テ本會ニ報告スルコトヲ要ス

第十九條 本會ノ收支ハ簿冊ニ登記シ正當受取人ノ領收證書ヲ整備スルヲ要ス其保存期ハ五ヶ年トス

第二十條 本會ノ會計ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第二十一條 本會ノ收支決算ハ翌々年度定期會ノ認定ニ附シ前年中ノ事務ノ成績ト共ニ評議員會ニ報告スルモノトス

第二十二條 本會々員ハ其所屬支部長ヲ經テ會務ニ關シ意見ヲ提出シ又ハ本會及ヒ支部ノ會計帳簿ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第二十三條 本規約ノ施行上必要ナル細則ハ評議員會ノ議決ニヨリ之ヲ定ム

第二十四條 本會ノ存續期ハ十ヶ年トス
但シ滿期ノ際更ニ本會役員總會ノ議決ニヨリ之ヲ繼續スルコトヲ得

第二十五條 此規約ノ改正加除ハ本會評議員會ノ議決ヲ要ス

廢兵并ニ在營及從軍々人家族戰病死者遺族扶助規程

第一條 郡尙武義會規約第十二條ニヨリ在營及從軍々人家族并ニ戰病死者遺族廢兵扶助ニ關スル規程ヲ定ムルコト左ノ如シ

第二條 此規程ニヨリ扶助スル者左ノ如シ

- 一、在營及從軍々人家族（一戸内ニ本會々員アルモノ）
- 二、戰病死者遺族（一戸内ニ本會々員アルモノ）
- 三、廢兵（同上）

但シ負傷若クハ疾病ニ罹リ兩眼ヲ盲シ又ハ一肢以上ノ用ヲ失ヒタルモノトス

第三條 扶助ハ左ノ區別ニ依リ家族遺族廢兵ノ全部又ハ一部ニ之ヲ救與ス

- 一、一家内ニ於テ勞役ニ堪エスト認ムルモノ一人ニ付米四合及金貳錢以内但シ二歳未滿

ノモノハ除ス

二、一戸ニ對シ一ヶ月ノ救與金五圓以上ニ超過スル場合アルモ五圓ニ止ムルモノトス

第四條 家族遺族又ハ廢兵ニシテ疾病ニ罹リ若クハ水火災等ノ災害ニ罹リタルトキハ醫療費看護料又ハ災害救助トシテ評議員會ノ議決ニヨリ相當ノ扶助ヲナスモノトス

第五條 此規程ニヨリ扶助ヲ受ケントスルモノハ扶助要求ノ目的ヲ示シ戶籍謄本ヲ添ヘ當該支部長ヲ經由シテ會長ニ申請スベシ
但シ支部長ハ右申請書ニ資産調査ヲ添ヘ猶生活ノ状態ヲ調査シ會長ニ送附スルモノトス

第六條 本規程ニヨリ救助ヲナスハ左ノ標準ニヨル

- 一、國稅及府稅（戸數割）ヲ納メザルモノ
- 二、町村稅戶數割等未等ノモノ但シ等位未等ト雖モ相等實力アリト認ムルモノハ救助セズ又未等以上ト雖モ事實困難ナルモノハ救助スル事アルベシ

第七條 會長前條ノ申請書ヲ受理シタルトキハ事實ヲ審査シ扶助方法ニ關スル意見ヲ附シ評議員會ノ議決ニ附シ之ヲ決定スルコトヲ要ス

前項ノ決定ハ書面ヲ以テ支部長ヲ經テ之ヲ本人ニ通告スルモノトス

歸郷軍人表彰規程

- 第一條 規約第二條ニヨリ本郡出身歸郷軍人表彰ニ關スル規程ヲ定ムル事左ノ如シ
- 第二條 退營軍人ニシテ善行證書又ハ下士適任證書ヲ得テ歸郷ノ者アルトキハ本會長ハ第一號式ニ依リ感謝狀ヲ贈與スルモノトス
- 第三條 退營軍人ニシテ伍長又ハ三等兵曹以上ニ昇進シテ歸郷ノ者アルトキハ本會長ハ第二號式ニ依リ感謝狀ニ木杯一個ヲ添ヘ贈與スルモノトス
- 第四條 第二條第三條ハ一年志願兵出身者ニ之ヲ適用セズ

(附錄第一號式)

感謝狀

官等級某君ノ入營中職務精勵能ク其本分ヲ守リ善行證書(下士適任證書)ヲ得テ歸郷セラレタルハ本會ノ名譽トスル所ナリ依テ本會規約ニヨリ茲ニ感謝ノ意ヲ表ス

年 月 日

郡尙武義會長 氏

名 印

(附錄第二號式)

感謝狀

官等級勳等何某君ノ入營中(服務中)勤務精勵能ク其本分ヲ守リ(伍長又ハ何等兵曹ニ昇進シ)歸郷セラレタルハ本會ノ名譽トスルトコロナリ依テ本會ノ規約ニ依リ木杯何個ヲ贈呈シ茲ニ感謝ノ意ヲ表ス

年 月 日

郡尙武義會長 氏

名 印

行軍宿泊費補助規程

- 第一條 町村ニ於テ軍隊ノ行軍宿泊ノ通知ヲ受ケタルトキハ支部長ハ即時之ヲ會長ニ申報スルコトヲ要ス但シ一泊掛ニシテ本項通知書當日送達ノ時刻ナキ場合ハ此限りニアラズ
- 第二條 支部長ハ行軍宿泊ニ際シ常該官憲ノ要求ヲ佐ケ接遇上算ナキナ期スベシ
- 第三條 軍隊行軍ニ際シ必要アルトキハ會長又ハ當該支部長ノ通知ニ從ヒ各支部互ニ必需品又ハ人及公務ノ應接ヲナスモノトス
- 必需品ハ需用ノ限度ニ依リ支部互ニ供給額ヲ決定スルモノトス
- 前一項ノ費用供給ハ支部ノ負擔トス
- 但シ使用品送遣ニ要スル費用ハ被供給支部ノ負擔トス
- 第四條 軍隊行軍宿泊ノ節ハ一泊毎ニ左ノ割合ヲ以テ支部費トシテ本會之レヲ補助ス

區 分	賄付宿舍	自炊宿舍
將校及准士官一人	拾錢以內	五錢以內
下士卒附屬員一人	五錢以內	參錢以內
馬匹一頭	五錢以內	五錢以內

ニ於テ此戰捷祝賀會ヲ催ス亦一奇トイフベシ、此日伏見工兵第四大隊ヨリハ特ニ一隊ノ兵ヲ派シテ架橋演習ヲ兼テ塔ノ島ニ渡ルベキ假橋ヲ架設シタリ、會場ニハ天空高ク球燈及各國々旗ヲツルシ大小ノ旭日旗ハ或ハ高ク或ハ低ク吹キクル秋風ニヒラタキ時々打子揚タル煙火ハ壯觀ヲ呈シ幾万ノ來會者歡呼ノ聲ハ山河ヲ動搖センバカリ遊陽占領ノサマカクヤト思ハレタリ、カクテ一發ノ祝砲ハ儀式ノ開始ヲ報シ茲ニ盛大ナル式ヲ舉ケ閉式ト共ニ餘興大運動會ハ開始セラレタリ各運動中最モ壯觀ヲ呈シタルハボロチーゾ渦卷遊ニシテ各一千五六百ノ小學校兒童カ手ニ高ク國旗ヲ捧ケテ行進喇叭ニ步調ヲ合セ進行スルサマ得モイヘス、最後ニ軍艦ノ燒打ヲ終リテ萬歳ヲ大呼シタルサマ實ニ軍國ノ運動會トシテ些ノ遺憾ナカリキ、カクテ運動會ヲ終リ會長ノ發聲ニテ萬歳ヲ三唱シ之レヨリ各自國旗提灯ヲ用意シテ船ニテ川ヲ下リ伏見工兵隊及三十八聯隊ニ至リ祝意ヲ表シ、觀月橋上更ニ萬歳ヲ唱ヘテ解散シ各自歸途ニツキシハ午後九時ナリキ、ナホ當日戰病軍人家族ニ對シテハ裕衣地一反ツ、ヲ送り慰藉ノ意ヲ表シタリ。

三、應召軍人壯行式
 勳員合アル毎ニ郡公會堂ニ於テ壯行式ヲ舉行セリ其回数前後通シテ五十七回ニ及ビ每回宣戰ノ詔勅ヲ奉讀シ誨告ノ後紀念ノ撮影ヲナセリ大久保村外ニケ村組合高等小學校ノ職員兒童ハ其郡度參列シテ義勇報公ノ唱歌ヲ合唱シ其行ヲ壯ナラシメタリ

四、戰死軍人葬儀參列

會長及事務員ハ戰死ノ軍人ノ葬儀執行アル毎ニ參列シテ弔意ヲ表シ祭祀料トシテ毎回戰死者ニハ金貳拾圓、病死者ニハ金拾圓ヲ供ヘタリ

五、紀念杯贈呈

明治四十年四月上旬ニ於テ郡内凱旋將士ヲ便宜富野寺田大久保宇治御牧ノ五ヶ所ニ集メ會長出張ノ上紀念杯贈呈式ヲ舉ケタリ

○愛國婦人會久世郡幹事部ノ施設

- 一、戰病死軍人ノ葬儀參列
 幹事部長及會員中有志者ハ毎回葬儀ニ參列シ花一對ヲ寄贈シテ靈前ニ供ヘ以テ弔意ヲ表シタリ
- 二、出征軍人子女優待會ニ寄贈
 教育部會ニ於テ出征軍人子女優待會ヲ開催シテ記念章ヲ授與セシニ際シ幹事部會員ハ左記金品ヲ醸出寄贈セリ
 - 一、金參拾八圓八拾錢
 - 一、靴 五十三個 一、傘 五十三本 一、男帽子 三十三個 一、女帽子 二十個
- 三、出征軍人ノ慰問

出征軍人ニ對シ幹事部長ヨリ屢慰問狀ヲ發送セリ

○久世郡農會ノ施設

一、印刷物ノ配付 久世郡農業ト題スル小冊子ヲ印刷シテ各町村役場及ビ各學校ニ配布セリ其ノ内容ハ本郡ニオケル農業ノ現狀ニ考ヘ適切ニ其ノ改ムベキ諸點ヲ指摘シテ之ガ改善ヲ獎勵セリ左ニ其ノ要ヲ摘記セン

(一) 精神上ニ改善ニツイテハ

進取的氣象ノ養成及ビ大國民タルノ自覺ヲ得シムル事、公會出席ノ獎勵、何事モ觀察ヲ周密ニシ万事注意深カラシムル事、自己ノ職業ヲ尊重スベキ事、協同心ノ養成、規律整頓ノ必要ト時間ノ貴重ナル所以、衛生上ノ注意、勤儉貯蓄ノ方法、殖民出稼等ノ必要等

(二) 作業上ノ改善ニツイテハ

- (1) 排水ノ利益空氣ノ流通ヲヨクシ肥料ノ分解ヲヨクスル事、漸次表土ヲ深クスル事、降雨後ノ作業ノ容易ナル事、二毛作ノ益アル事、旱魃ノ被害少キ事、耕作期間ノ延長スル事、施肥ノ効大アル事等
- (2) 撰種ノ必要及ビ方法、母本ノ撰擇、種子ノ撰擇
- (3) 害蟲驅除 螟虫、浮塵子、尺蠖其他果樹ノ害虫等ノ發生及ビ發育期、各期ニ於ケ

ル驅除方法

- (4) 果樹剪定法 剪定ノ必要及利益
- (5) 果樹蔬菜類ノ種類撰擇及ビソノ栽培法
- (6) 茶樹ノ栽培 肥料ノ改善、刈込方法
- (7) 俵裝及ビ米質ノ改善 ソノ必要及ビ利益
- (8) 農家ノ副業 養蠶、養鶏

二、其他ノ方法 農商務省ノ諭達及ビ本府農業上ノ必行事項ニ就テハ或ハ農談會ヲ開キ或ハ各町村農會ヲシテ之ガ指導ニ力メシメ一面監督官廳ヨリ嚴達又ハ指導スル等大ニ之ガ實行ヲ獎勵セリ

戰役中郡町村其他各種團體當事者一覽表

○郡 役 所

郡 長	田 邊 信 成
視 學	西 原 光 太 郎
書 記	奥 村 清 太 郎
同 書 記	瀧 專 吉

同 同 同 同 同

○町村長并=助役

宇治町長
同 助役
榎島村長
同 助役
小倉村長
小倉村助役
大久保村長
同 助役

福田重鐵
東村重範
美濃八太郎
井上定次郎
辻本治三郎

中村八郎太郎
服部瀧三郎
長井藤吾郎
岡田佐吉
山上歌吉
木下治兵衛
北川長左衛門
池本甚次郎
長東又左衛門
森庄太郎

久津川村長
同 助役
寺田村長
同 助役
富野莊村長
同 助役
佐山村長
同 助役
御牧村長
同 助役

斯波紋治門
福富甚左衛門
北尾吉左衛門
村井房次郎
奧村芳松
梅川重三郎
太田文次郎
小森喜之助
今崎龍十郎
津坂正武
奧井嘉次郎
中田房嘉郎
田村秀太郎
吉川秀太郎
山田重賀方郎
岸田重太郎
神谷泰吉郎
岸田六三郎

○學

淀町長
同助役
校長
菟道尋常高等小學校長
槇島尋常高等小學校長
小倉尋常小學校長
大久保尋常小學校長
大久保村組合高等小學校長
外三箇村尋常小學校長
久津川尋常小學校長
寺田尋常高等小學校長
富野尋常高等小學校長
佐古尋常高等小學校長
御牧尋常高等小學校長
明親尋常高等小學校長

安東成信
石原賴一
高田七郎兵衛
山本公翹
小原龜松
朝田愛之助
福西禪兆
內田成美
加藤貞次郎
奧源之助
小西宗次郎
金田圓太郎
竹內政吉
片山義和
原田芳實
松村芳之助

○郡

會議員

大久保村 議長
宇治町 副議長
小倉村 參事會員
佐山村 同
槇島村 同
富野莊村 同
御牧村 同
久津川村 同
淀町 同
寺田村 同
佐山村 同
宇治町 同
富野莊村 同

長東又左衛門
岩井勘造
北川玉城
今村忠平
岡田佐吉
森要太郎
山田賀方
福富甚左衛門
野田兼勝
奧村幸久
田中幸之助
田村市治
服部鉄之助
富川幾太郎

御牧村

○京都府教育會久世郡部會

部會長

副會長

○久世郡尙武義會

會長

○愛國婦人會久世郡幹事部

顧問

幹事部長

○郡及町村農會

久世郡農會長

宇治町農會長

榻島村農會長

藪内又五郎

北田邊本信成

長東又左衛門

北田邊本信成

北田邊本信成

北田邊本信成

北田邊本信成

北田邊本信成

中村八郎太郎

岡田佐吉

小倉村農會長

大久保村農會長

久津川村農會長

寺田村農會長

富野莊村農會長

佐山村農會長

御牧村農會長

淀町農會長

○町村尙武義會

宇治町會長

榻島村會長

小倉村會長

久津川村會長

池本甚四郎

長東又左衛門

斯波紋左衛門

福富甚左衛門

奧村芳松

小森喜十郎

中井嘉次郎

山田重太郎

山田重太郎

石原頼信

入江宗太郎

岡田佐吉

池本甚四郎

斯波紋左衛門

福富甚左衛門

大久保村會長	長東又左衛門
寺田村會長	奧村芳松
富野莊村會長	小森喜十郎
佐山村會長	中田井嘉次郎
御牧村會長	山田重太郎
淀町會長	石原賴信

明治四十一年九月八日印刷
 明治四十一年九月十日發行

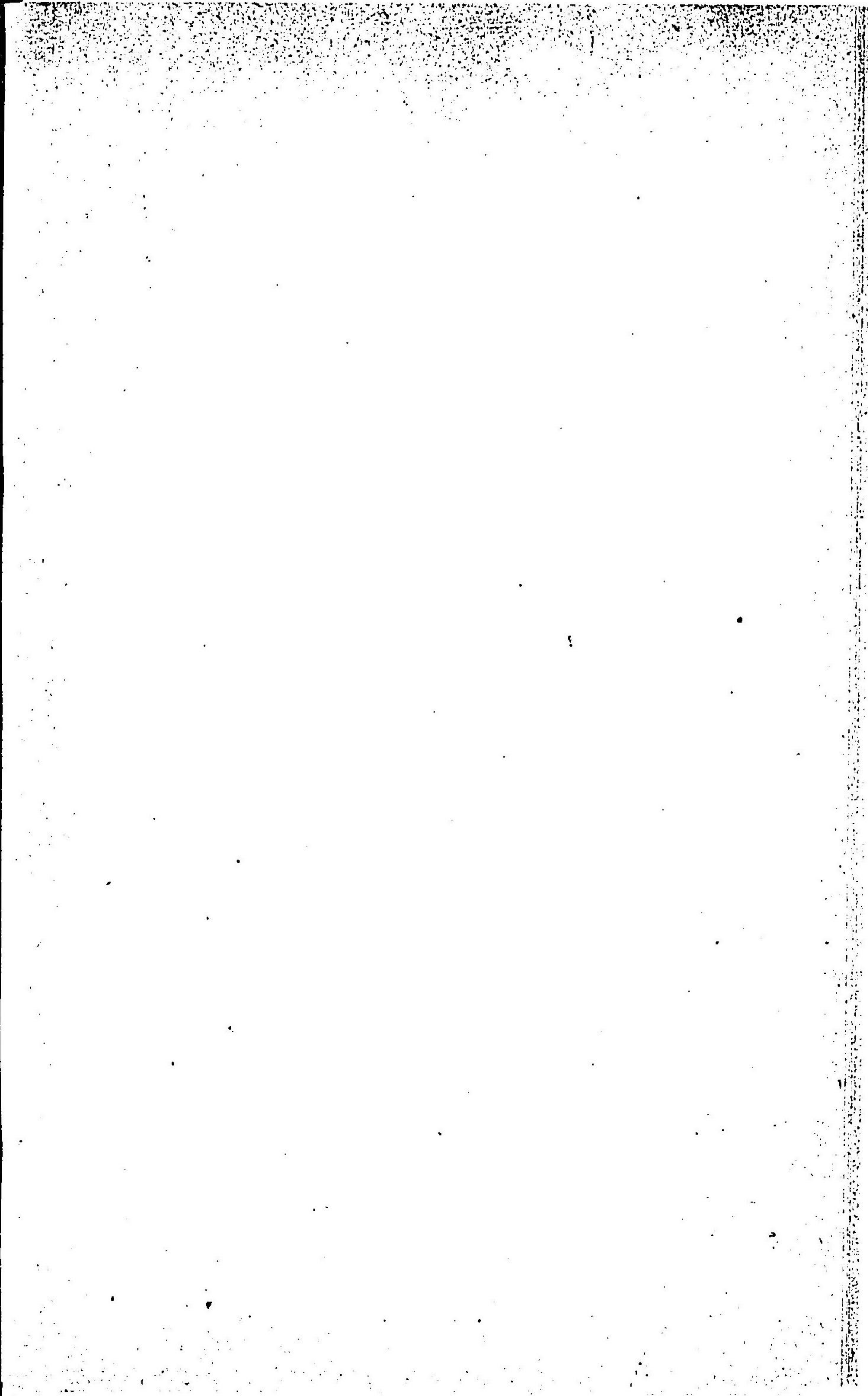
京都府久世郡役所

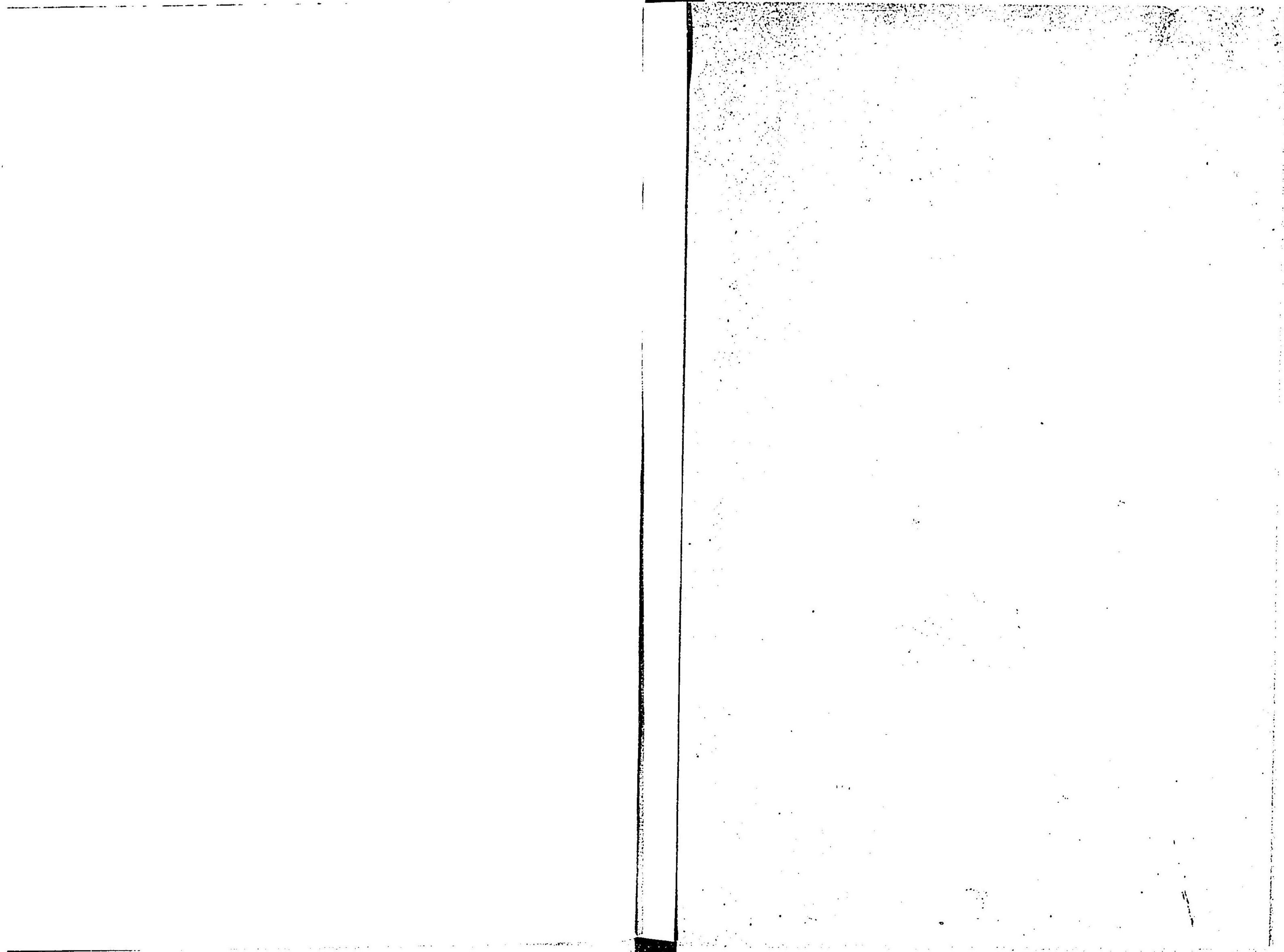
(久世郡宇治町)

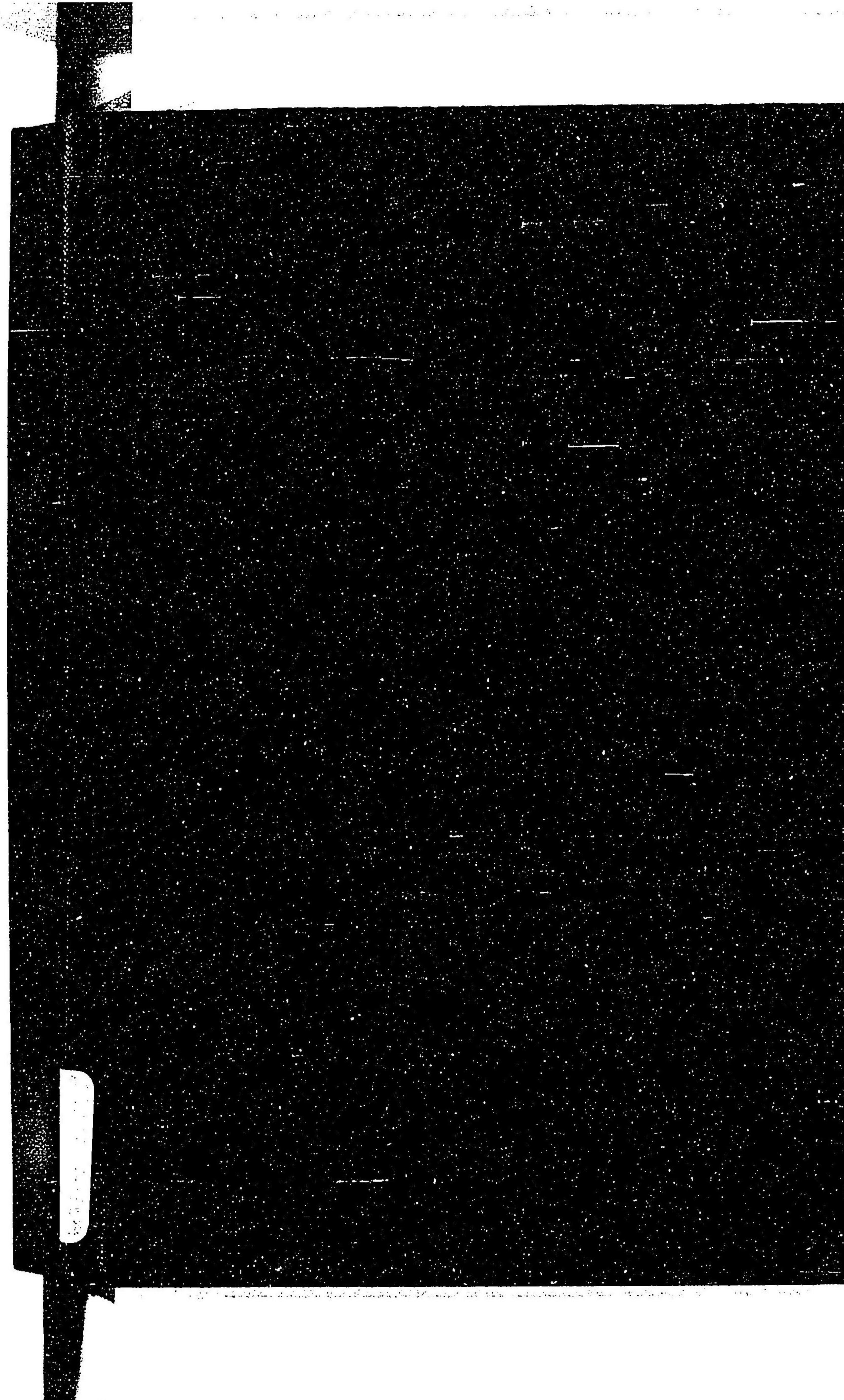
印刷者 中西勝太郎
京都市上京區下立賣通小川東入
 西大路町十番戶

印刷所 中西印刷合名會社
京都市上京區下立賣通小川東入
 西大路町十番戶

258
780







奉公録
国立国会図書館

特17
707

002921-000-2

特17-707

奉公録

M41

ACB-6494

